

P5コーナー
 (株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。

ふるさと納税、ポータルサイトのポイント制度が間もなく終了！

多くの方が利用されているふるさと納税。これは、応援したい自治体に寄付をすることで自己負担額実質2,000円で税金が控除され、さらに地域の特産品などのお礼の品がもらえる便利な制度です。そして上手に活用すれば、税負担を軽減しながら日本各地の地域を応援できます。

近年、ふるさと納税のポータルサイトの中には、寄付額に応じて独自のポイントを付与するサービスが増えています。これらのポイントは、サイト内で利用できる共通ポイントや、楽天ポイント、Tポイントなど様々な形で提供されています。

例えば、クレジットカード決済を利用してふるさと納税を行うと、クレジットカードのポイントと、ふるさと納税サイト独自のポイントを二重取りできるケースもあります。

これを問題にしたのでしょうか、総務省は令和6年6月にふるさと納税の指定基準の見直し等を公表し、今年の

編集後記 今月号の一部をAIでチェックして貰ったら、より分かり安く書き直されました。ネイティブより日本語になっている。これから全部AIに書いて貰おうかな！！ **編集発行 株式会社プランニングファイブ(P5)**

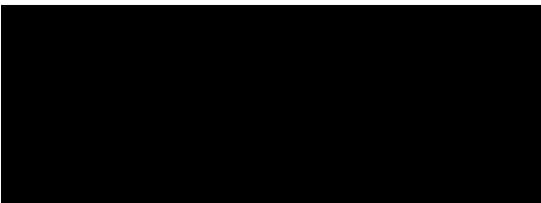
令和7年10月から、ふるさと納税ポータルサイトを利用した際のポイント等の付与が禁止されました(令和6年6月28日付け告示第203号)。

ただし、自治体独自のポイント制度は廃止されませんので、念のため。

毎月掲載予定の台風の発生件数です。
台風の発生件数(気象庁)

西暦年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2025						2	7						9
2024					2		2	6	8	3	4	1	26
2023				1	1	1	3	6	2	2		1	17
2022				2		2	2	5	7	5	1	1	25
2021		1		1	1	2	3	4	4	4	1	1	22
2020					1	1		8	3	6	3	1	23
2019	1	1				1	4	5	6	4	6	1	29
2018	1	1	1			4	5	9	4	1	3		29
2017				1		1	8	6	3	3	3	2	27

7月の台風発生はトリプル発生など7件



事務所・P5より・・・

P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE NO. 430

令和7年8月1日

健康歩数

気象庁によりますと今年7月30日に兵庫県丹波市柏原(かいばら)で気温41.2度を記録し、日本の歴代最高気温を更新したとのこと。

これまでの歴代最高気温は、埼玉県熊谷(2020年8月17日)と静岡県浜松(2018年7月23日)の41.1度だったので0.1度更新。ちなみに歴代1位の最低気温は北海道旭川のマイナス41.0度。

8月も平年に比べ暑く、晴れの確率が高くなるそうです。ただし沖縄・奄美では、平年に比べ晴れの日が少なくなりそうです。

健康のために歩く方が良いと言われて1万歩を目安に歩いている人もいるのではないのでしょうか。

この「1日1万歩」は、昭和39年東京オリンピックの頃に日本で発売された「万歩メータ」、商標名「万歩計」が由来だという説があるそうです。これは科学的根拠に基づいたものではなく、マーケティング戦略の一環だったとされています。

厚生省は、「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」を公表し、その中で、身体活動・運動に取り組むに当たっての全体の方向性として、「個人差を踏まえ、強度や量を調整し、

可能なものから取り組む」こととしています。例えば、高齢者は歩行又はそれと同等以上で1日6,000歩以上、成人で8,000歩以上を推奨しています。

つい最近では、イギリスの学術雑誌The Lancet Public HealthのBenefits of walkingで、1日1万歩は、元気で活動的な人にとっては実現可能な目標でしようがすが、そう容易なことではありません。1日7,000歩でも健康的に十分意義のある改善が見られ、より現実的で達成可能な目標となるとしています。7,000歩ですと確かに1時間歩けば達成できますので1万歩より手が届く数値です。

この中では、7,000歩の人と2,000歩(普段この程度)と比較したリスク低下の数値を次のように出しています。

- 心血管疾患発症(Cardiovascular disease) ↓25%
 - 癌発症(Cancer) ↓6%
 - 認知症(Dementia) ↓38%
 - うつ症状(Depressin) ↓22%
- 認知症の低下はが大きくなっています。

HPリンク⇒下線部分は元資料にリンクできます。英文字もコピーして検索してください。



2025年8月の税務・総務予定

(税務)

*個人住民税2期分の納付

通常月末

横浜市 藤沢市…9月1日(月)

*個人事業税1期分の納付

通常月末

*個人消費税の中間申告・納付

(中間申告が年1回必要な前年の確定消費税額が、48万円を超え400万円以下の方) 9月1日(月)まで

振替納税・・・9月29日(月)

(総務他)

*夏期休暇の実施

COVID-19 関連のデータはホームページ(HP)に掲載しております。

人事業承継のための特例承継計画も含まれているようです。今回は、あまり馴染みがないと思われるこの「個人事業承継税制」を取りあげます。

この制度は、青色申告をしている個人事業(不動産貸付業は入りません)者が事業用資産を後継者に贈与あるいは相続する場合に、一定の条件を満たすことで贈与税・相続税の納税を猶予し、最終的に免除されることもある税制特例です。

対象期間は平成31年1月1日から令和10年12月31日までで、後継者は、来年令和8年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し確認を受けておかなければいけません。なおこの後継者とは、18歳以上で、贈与・相続前から事業に従事し、贈与・相続後に青色申告の承認、円滑化法の認定や、開業届を提出するなどの条件を満たす必要があります。

対象資産は、事業に使用されていた宅地(400㎡まで)、建物(床面積800㎡まで)、一定の減価償却資産(営業用自動車や無形固定資産等)で、青色申告の貸借対照表に計上されていたものです。

納税猶予期間中は3年ごとに「継続届出書」を提出し、事業の継続と資産の保有が求められます。廃業、青色申告の取消し、事業所得ゼロなどが生じた場合は、猶予された税額と利子税の納付義務が発生します。ただし、やむを得ない事情や後継者の死亡等により免除される場合もあります。

特例適用のシュミレーション

① 贈与特例を利用する

父(先代事業者)は青色申告で農業を営んでおり、畑付きの土地と農業用機械を保有していました。息子(後継者)は長年父と一緒に農業に従事し、父は令和7年に廃業し、農地と機械を息子に贈与する時の事業承継特例を考えます。

(方法) 息子は令和8年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けます。

贈与後、1か月以内に開業届を提出し、2か月以内に青色申告の承認申請を行います。

贈与の翌年の1月15日までに都道府県知事の「円滑化法の認定」申請を行い、3月15日までに、担保を提供して納税猶予を受ける旨を記載した贈与税申告書を税務署に提出します。そうしますと贈与税の納税が全額猶予されます。

② 相続特例を利用する

母(先代事業者)は小規模な洋菓子店を青色申告で経営しておりました。娘(後継者)は母の事業に従事しており、母が令和7年に死亡した時の事業承継特例を考えます。

(方法) 娘は、原則として相続開始まで(令和8年3月31日までの期限は変わりません)に「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けます。

娘は母の死亡後10か月以内に都道府県知事に「円滑化法の認定」を申請し、相続税の申告書を作成し、担保を提供して納税猶予を受ける旨を明記し、税務署に提出します。

そして娘は引き続きお店を経営し、青色申告を行うことで相続税の納税が猶予されます。

それでは興味のある方に対するアドバイスです。後継者がいる方であっても、適用するための労力と予想される相続税額などの効果を比較して判断してください。

実際に適用することが考えられる方は、ひとまず令和8年3月31日(実際は今年の秋ぐらい)までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し確認を受けておいてください。この期限に延長はないとされていますので、一先ずこれだけはやっておく必要があります。

贈与・相続は、令和10年12月31日まで、となっていますので、この間に相続が発生すれば、相続税の納税猶予を使ってください(その時ヤーマタでも構いません)。さもなければ贈与の納税猶予特例を利用するかをじっくりと考えて下さい。何故ならば、先代から贈与を受けても、先代が亡くなったときにこれら事業用資産は、相続で取得したのものとして、贈与時の価額で相続税が計算されるため、その時にもこの特例を選択するかの判断をしなければなりません。

まだ使いやすしいとは言えませんが、興味のある方は、頭の片隅に!!

2025年8月の予定

SHONAN TAX OFFICE
(<https://www.shonantax.jp/>)